**平成２７年（フ）第３７７号**
大阪府岸和田市池尻町176番地の６、住民票上の住所大阪府岸和田市大町365番地サンピア久米田618号
債務者　平山　徳仁
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第３７８号**
大阪府貝塚市半田282番地１サンハイツ・ハタＪ号、前住所大阪府貝塚市王子928番地46
債務者　坂元　千秋
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第３８１号**
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―215号、前住所大阪府泉大津市虫取町２丁目２番２―207号
債務者　松田　麻美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第３９１号**
大阪府泉大津市菅原町８番６号
債務者　井阪久美子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第４０８号**
大阪府岸和田市下野町４丁目６番16―206号
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第４１０号**
大阪府貝塚市北町４番５―301号
債務者　山形　辰美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２７９号**
堺市中区深井清水町3709番地パークハイムソフィア102号
債務者　伊藤重量こと　伊藤　真樹
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５５５号**
大阪府羽曳野市はびきの５丁目６番４号、前住所大阪府泉大津市式内町３番３号
債務者　福田　真啓
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５８０号**
堺市北区新金岡町１丁２番24―302号
債務者　井元　絹子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１１８号**
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　市営ハイツ３号―709
債務者　溝江　美幸
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第１１９号**
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　市営ハイツ３号―709
債務者　溝江　慶一
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第２４号**
広島県三次市粟屋町2991番地１
債務者　興梠　　始
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２７年（フ）第２５号**
広島県庄原市比和町森脇949番地
債務者　矢内　美穂
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２７年（フ）第１５８号**
長崎県長崎市西北町44番１―112号、旧住所長崎県長崎市岩屋町19番13―1006号
債務者　野茂　友孝
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６５号**
長崎県長崎市滑石３丁目１番８―505号、旧住所長崎県長崎市錦２丁目15番６号
債務者　城　三枝子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第７５号**
長崎県大村市池田２丁目652番地１　Ｂ棟201号、前住所長崎県諫早市黒崎町1174番地１
債務者　村田　信子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係